

## 議案第 37 号

海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部改正について

海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 25 年 8 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

### 提案理由

地方税法の一部改正に伴う市税に係る延滞金の特例利率の引下げに準じ、諸収入金等についても延滞金の特例利率を引き下げるため

## 海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和40年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「あるときは切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から起算して30日を経過する日までの期間については当分の間、各年の特例条例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、当該特例基準割合が年7.3パーセント以上の場合には」を「あるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全部を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については」に、「500円」を「1,000円」に改める。

附則に次の1項を加える

3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(海老名市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(督促及び延滞金)

第5条 保険料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和40年条例第12号）の定めるところによる。

第6条中「10万円」を「100,000円」に改める。

附則第4項を削る。

(海老名市道路占用料徴収条例の一部改正)

第3条 海老名市道路占用料徴収条例（昭和46年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「「年14.5パーセント」と」の次に「、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と」を加える。

(海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「次の各号に掲げる期間については当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、当該特例基準割合が年7.3パーセント以上の場合、年7.3パーセント」を「納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間（更正がされたときは、更正の通知が発せられた日までの期間及びその翌日から1月を経過するまでの期間）については、年7.25パーセント」に改め、

同項各号を削る。

第18条第4項中「500円」を「1,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例の規定、第2条の規定による改正後の海老名市後期高齢者医療に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の海老名市道路占用料徴収条例の規定及び第4条の規定による改正後の海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。